

## 令和5年度嘉手納町優良特産品推奨制度募集要項

### 1. 目的

優良特産品を推奨することにより、その需要の拡大及び品質の向上を図り、もって特産品の販路開拓に資することを目的として推奨を希望する品を募集する。

### 2. 申請資格

優良特産品としての推奨を受けようとする者は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 町内に事業所の本拠を有する業者であること。
- (2) 前号の業者が、法令の定めるところにより許可を必要とする場合には、当該許可等を受けた者であること。

### 3. 推奨対象品

- (1) 町内で生産又は、主たる加工がなされたものであること。
- (2) 市場で6ヶ月以上販売されているものであること。  
※ 申請日までに市場で6ヶ月以上販売されている実績があること
- (3) 優良特産品として推奨を受けるために特別に調整した物でないこと。

### 4. 申請

- (1) 優良特産品としての推奨を受けようとする者は、申請する品1点毎に、嘉手納町優良特産品推奨申請書及び関係書類を町役場産業環境課へ提出する。
- (2) 添付書類  
申請書には、次の書類を添付するものとする。
  - ① 出品物の説明書又はカタログ
  - ② A4用紙に貼り付けたカラー写真(11 cm×8 cm程度)
  - ③ 使用原料等配合調書
  - ④ 営業許可証又は営業報告済の写し
  - ⑤ 嘉手納町優良特産品推奨規程第5条第2項に該当する下記製品については、その証書の写し
    - イ. 日本産業規格(JIS)製品
    - ロ. 日本農林規格(JAS)製品
    - ハ. 国、県又は全国的に催された展示会等において上位入賞したもの。

5. 申請受付期間

令和5年12月11日（月）から令和6年1月9日（火）までの午前9時から午前12時、午後1時から午後5時まで。（ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

6. 特産品推奨品の選定方法について

推奨品の選定は、特産品推奨委員会において行う。優良特産品としての推奨を受けようとする者は、推奨委員会にて次の物を持参し製品のPRを行うものとする。

(1) 申請する品物

(2) 飲食の場合のみ推奨委員の試食品（8名分程）※一口サイズで構いません

(3) 包装された箱（製品包装の審査用、中身はいりません）

※ **特産品推奨委員会については令和6年1月15日～26日の間に**予定しております。日程が決まり次第、申請者には通知します。

7. 推奨品

(1) 推奨品には、推奨状を交付する。

(2) 新規の推奨品については、予算の範囲内で報奨金を授与する。

(3) 推奨品は、町産業まつりにおいて展示紹介をする。

(4) 推奨品は、町広報紙等により宣伝紹介する。

8. 申請書の記載例、注意事項

(1) 製品の名称

製品が明確に区別できるように銘柄、容器の種類、容量等を記載する。

(2) 製造開始年月日

申請する製品の製造を開始した年月日を記入する。

(3) 価 格

卸売価格 メーカーから出荷するときの標準的な卸売価格を記入する。

標準小売価格 小売店で直接消費者に販売する場合のメーカー希望価格等の標準的な小売価格を記入する。

※価格も審査の対象になることから正確に記入すること。

(4) 年間販売額

① 申請する製品の1年間の販売額を記入する。

② 直近の年間の実績を記入する。それができない場合は、販売開始日か

ら直近までの販売実績額を記入する。

(5) その他の参考事項(製品の特長等)

申請する製品について、「JIS 製品」、「JAS 製品」、「国、県又は全国的に催された展示会等において上位入賞した」等、特に強調したい製品の特長等を記入する。

9. 申請用紙の配布及び問合せ先

嘉手納町役場 産業環境課 商工振興係

嘉手納町字嘉手納 588 番地 電話 956-1111(内線 327)

嘉手納町商工会

嘉手納町字嘉手納 259 番地 電話 956-2810

**※申請書は、嘉手納町役場産業環境課へ提出してください。**